

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月6日

京都市長 門川 大作

京都市規則第19号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若しくは別表第4」を削り、同条第2号、第8号及び第11号中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条第12号中「第6条」を「第5条」に、「別表第7」を「別表第6」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(会計室)